

乗船履歴不詳の船員の中皮腫

東京●記念写真から認定に道

昨年9月、Kさんご遺族から相談が寄せられた。2000年9月、Kさん(77歳)は、悪性胸膜中皮腫を発症して亡くなられていた。

昨年6月のクボタショックをきっかけに、アスベスト被害に関する社会的関心が急速に高まった。ご遺族の娘さんが、5年ほど前に亡くなった父親の死亡診断書をあらためて確認したところ、「悪性胸膜中皮腫」と書かれていた。「そのときは珍しい病気というだけでアスベストが原因とは思わなかった。もしかしたら…」との疑問がわき、東京労働安全衛生センターに相談に来られたのだった。

Kさんは、長年飲食店を営まれていた。ご遺族のお話から、戦時中海軍工廠に召集され戦艦大和に乗船しており、大和が撃沈される直前に他の艦船に移ったため九死に一生をえ、復員後飲食店を始める前の一時期は、捕鯨冷蔵船に乗って南氷洋の航海に出ていたとのことだった。

さっそく厚生年金の被保険者記録照会回答票を取り寄せてもらうと、昭和23年から8年間、N冷蔵会社に在職していたことがわかった。残念ながらKさんの船員手帳は残っておらず、正確な乗船履歴ははっきりしない。

船員保険を管轄する社会保険事務局船員保険課に、船員保険の職務上に係る給付請求の手続きをとったが、請求に必要な乗船履歴や石綿ばく露を示す資料が全くない。

現在、N(社)となっている冷蔵会社と交渉し、Kさんの乗船記録や当時を知る関係者の調査を依頼したが、結局それを裏付ける回答は得られなかった。

その後遺品のアルバムから、若かりし頃のKさんの写真が出てきた。そのなかに船の機関室と思われるところで立っているKさんの写真が見つかった。また出航を前にして撮影したと思わ

れる船員の集合写真を拡大鏡で見たところ、背後にN冷蔵会社の名前がかすかに読み取れた。KさんがN冷蔵会社の船に乗船し、おそらく機関室で働いていたであろうことは間違いない。

船員手帳がなくても、これらの写真から乗船履歴を確認し、機関室での石綿ばく露が推定できるとして、社会保険事務局に職務上の遺族年金を支給するよう要請した。その結果、本年7月末、ご遺族は船員保険第一種特別支給金と遺族年金の支給決定を受けることができた。

Kさんの娘さんは、5年前の父親の死がアスベストによるものであったことを知り、若き日の父親の姿のなかにそれを裏付ける証拠を見つけ、船險保険の遺族年金の認定を受けることができた。

クボタショックのインパクトは、いま、埋もれたアスベスト被害者を掘り起こしつつある。

(東京労働安全衛生センター)

“いのちの使い捨て”は許されない

東京●ETCレーンでの死亡事故問題

東京労働局は、9月21日、当該会社幹部2人に加えて首都高速道路株式会社(旧首都高速道路公団)幹部4人を労働安全衛生法違反容疑(昨年9月22日、首都高新宿線初台料金所ETCトラブル作業にかかる死亡事故)

で東京地検に書類送検をした(11月号55頁参照)。

厚生労働省見解では、「発注者には、労働安全衛生法上の事業主責任はない」とされている中、当該会社に加えて発注者側にまでその責任が及んだのは異